

## 独立行政法人環境再生保全機構 令和7年度計画

令和7年3月

(序 文)

独立行政法人環境再生保全機構（以下「ERCA」という。）は、「独立行政法人通則法」（平成11年7月16日 法律第103号）第31条の規定に基づき、令和7年度におけるERCAの業務運営に関する計画（年度計画）を次のとおり定める。

（補記）以下、「前中期目標期間実績」とは、第4期中期目標期間における、令和元～令和4年度の実績を表す。

# 第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

## 1. 社会課題解決による持続可能な成長の推進 ～時代の要請への対応～

### (1) 気候変動の影響への適応策の推進

#### ① 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の前提となる情報の整理・分析・提供

ア 熱中症は、適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができる病態であるため、熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報（以下「熱中症警戒情報等」という。）を適切に活用し、地域の状況に応じた予防行動が効果的に促されることを目指して、過去にない高温状況を踏まえた熱中症警戒情報等の運用期間の妥当性や暑さ指数等と健康との関係性の検証等に着目したPDCA サイクルが機能するよう、以下の取組を行う。

(ア) 環境省が毎年発表している熱中症警戒情報の運用期間の妥当性を検証するため、運用期間以外の一部の期間の暑さ指数の収集・整理・分析を行い、環境省に年1回以上提供する。

(イ) 健康に関する統計データ等を収集し、暑さ指数との関係性について外部有識者と整理・検討し、取りまとめるとともに、各地域における熱中症リスクについて地域性や時期等に応じた整理・分析を必要に応じて行い、環境省の担当部署へ提供する。

イ 熱中症特別警戒情報について、人の健康に係る重大な被害の未然防止のための予防行動が効果的に促されることを目指して、発表の前提となる情報について、プッシュ型で環境省へ提供するために必要な体制及び情報システム（次の（ア）、（イ）において「スキーム」という。）を運用・改善するために、以下の取組を行う。

(ア) 令和6年度に構築した情報システムを用いて、熱中症警戒情報等の運用期間外の一部の期間の暑さ指数の収集と解析を行い、環境省に情報提供する。

(イ) 現地調査等を実施し、国内外の顕著な高温が見られた地域における経験・教訓に関する最新の情報を整理・分析し、プッシュ型の情報提供スキームの検討等における参考事例を抽出する。また、空振りをおそれることなく的確に総合判断するために必要な情報を日々収集し、

整理・分析を行い、タイムリーに環境省に提供する。

## ② 地域における熱中症対策の支援

ア 地方公共団体内の関係部局が連携・協力して熱中症対策に取り組む体制の構築の促進、熱中症対策普及団体や指定暑熱避難施設等の優良事例の創出、取組が遅れている市町村の支援等を行うとともに、ERCA が実施するアンケートにおいて、地方公共団体における関係部局間の熱中症に関する情報共有及び何らかの検討の場（会議体や協議体等）を設ける等を行う地方公共団体の割合を40%以上とするために、以下の取組を行う。

（ア）地方公共団体内の関係部局が連携・協力して熱中症対策に取り組む体制の構築の促進及び熱中症対策普及団体や指定暑熱避難施設の市町村による指定拡大を促す優良事例の創出及び普及を図ることを通じて、地方公共団体における会議体や協議体等の体制整備と、地域における熱中症に関する情報共有や対策の促進を図る。

（イ）気候変動適応広域協議会への参加や、地方公共団体への熱中症対策に関するアンケート調査等を通じて、取組が遅れている市町村の課題を洗い出し、把握するとともに優先度の高い課題に対して効果的な対策のノウハウの提供等の支援を行う。

イ 地域における熱中症対策を推進するためには、全国の地方公共団体の職員が令和5年4月の気候変動適応法の改正により地方公共団体に課された役割や対策を実施するための知識を取得することが必要である。

このため、より多くの地方公共団体職員にERCAの開催する熱中症の研修を受講いただくとともに、ERCAの実施する研修を受講した地方公共団体等職員の受講後アンケート調査項目「理解度」を問う設問での回答について有効回答者の80%以上から5段階評価で上位2段階までの評価とするために、以下の取組を行う。

（ア）全国12か所程度で地域対面研修を開催するほか、オンライン研修及びeラーニング研修の実施など、全国の地方公共団体において熱中症対策を担当する職員等が参加しやすいよう利便性の高い研修を実施する。

- (イ) 研修受講者を対象にアンケート等を行い、地域ごとのニーズや課題を把握・分析し、研修メニューの改善を図り、効果的な研修の実施に繋げる。

## (2) 自然環境の保全・再生

ア 増進活動実施計画等の新規申請件数を、当中期目標期間最終年度までに1,300件以上とするために、以下の取組を行う。

### (ア) 申請に係る利便性の向上

- ・本制度の総合窓口として、増進活動実施計画の策定に当たっての事前相談、地域生物多様性増進活動に対する各種助言や関係機関等への紹介等を実施
- ・申請書の不備が生じやすいポイント等について取りまとめた申請マニュアルやチャットボット等の整備
- ・申請者用の手引きに関する解説動画の制作
- ・申請者の理解促進及び理解度等を調査し、その改善に活用するためのeラーニングの整備

### (イ) 安定的かつ効率的な申請処理

- ・年間を通じて申請・相談を受け付け、安定的かつ効率的に予備的な審査等を実施する体制の整備
- ・全申請を電子媒体で受け付けるためのウェブサイト申請フォームの整備
- ・申請者との書類不備等の照会、主務省庁や審査委員との情報共有を行うオンラインストレージの整備
- ・Microsoft 365を活用した審査状況の進捗管理リストの整備
- ・審査内容の取りまとめ、主務省庁が設置する審査委員会の事務局運営を実施
- ・審査における保護地域等の確認及びOECM国際データベース登録データを調整するための地図情報システム(GIS)データセットの整備

### (ウ) 活動の促進

- ・制度紹介、申請に係る情報提供、申請書の受付を行うウェブサイトの整備
- ・申請を促進するために、地域生物多様性増進活動に取り組む意義やメリット等の解説を含むセミナーの開催、情報提供の実施
- ・認定サイトの社会的な評価や認知度を高めるための取組の実施
- ・パンフレットの作成やイベントへの出展による普及啓発の実施
- ・令和5年度又は令和6年度に認定された自然共生サイトの申請者からの相談に対応し、5年以内の増進活動実施計画等の移行申請を促進

### (エ) 各主体との連携促進

- ・申請検討者等を対象に課題に応じた有識者を紹介する有識者マッチング制度の運営
- ・申請者等からの活動計画の策定や特例申請、技術的な照会についての

主務省庁・地方環境事務所との連携

- ・審査に必要な現地確認等、主務省庁、地方環境事務所との協力

イ ERCA が開催する技術向上のための研修において提供した情報等の研修受講者による活用状況について、研修受講後に実施する受講者アンケートにおいて、提供した情報等を「活用した」との回答割合を、当中期目標期間中を通じて毎年度 80%以上とするとともに、活動の質の向上及び継続性の担保するために、以下の取組を行う。

(ア) 情報提供、研修・セミナー等の充実

- ・地域生物多様性増進活動や地域との連携に関する優良事例の収集
- ・地域の生物多様性保全上重要な場等に関する情報収集の実施
- ・地域の自然環境や生態系タイプに応じた活動手法やモニタリング方法等に関する技術向上研修や情報提供の実施

(イ) 認定後のフォローアップ

- ・環境省が整備する生物多様性見える化システムにおける活動実施者による活動報告の促進
- ・認定後の活動実施者に対する活動継続に関する助言等の実施
- ・現場アンケートによる活動実施計画等に基づく活動の実施状況の把握

### (3) 環境問題に関する調査・研究・技術開発

① サーキュラーエコノミー（戦略的イノベーション創造プログラム等）に関する研究推進

ア プラスチックのサーキュラーエコノミーシステムの構築に向けて、戦略及び開発計画に示す社会実装に向けたSIP 期間中の達成目標を進展させるために、PDとの連携のもと以下の取組を行う。

(ア) SIP に参画する全研究開発テーマについて、月報の提出及びそれに対するコメント、年4回程度のPD 面談、PD 等の関係者も同行したサイトビジットを通じて進捗管理、研究開発テーマの実施支援を行う。また、年2回の全体会合によりSIP 参画機関全体の認識を合わせ、連携を促進する。さらに、個別の研究開発テーマ（16課題）について、内閣府の提示する5つの視点（技術、事業、制度、社会的受容性、人材(育成)）等を基準とし、ピアレビュー委員会等を通じた進捗評価を行う。特に、中間年度にあたる令和7年度においては、毎年度開催するピアレビュー委員会に加え、ユーザーレビュー委員会及びステージゲート委員会の2つの委員会を追加で開催し、社会実装に向けた計画や研究テーマの継続の可否を審査する。

(イ) 年1回、ERCA 主催で一般参加者向けのシンポジウムを開催し、SIP

成果の情報発信を行うとともに、内閣府が主催するSIP イベントにおいて研究成果を発信する。また、サーキュラーエコノミーに関する対談動画やSIP に関する研究成果等のX（旧Twitter）による情報発信を行う。

また、SIP 成果を関係省庁の政策に反映するため、関係省庁と連携し、社会的なニーズに基づく提案を実施するとともに、SIP 成果の国際標準化等に向けて、環境省施策やBRIDGE等と連携し成果の最大化を図る。

- (ウ) SIP 参画機関からの要請に応じて、適宜知財委員会を開催するとともに、SIP 参画機関全体でデータ連携や研究開発テーマ間の連携を促進するため、知財に関する全体の合意書を結ぶ。
- (エ) 研究課題の研究者及び会計事務担当者に対し、研究費の使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るための説明会を、外部講師も招いて実施する。
- (オ) 研究機関における研究費の適正な執行確認と適正執行に向けた指導のため、継続中の研究課題について実地での検査（以下「実地検査」という。）を行う。実地検査は、全ての研究課題について、計画的に研究期間中に最低1回は行う。

## ② 環境研究総合推進費による研究推進

ア 高い研究レベルを確保するため、前中期目標期間中の水準以上の応募件数を確保するために、以下の取組を行う。

- (ア) 研究者に行政ニーズを的確に周知するため、環境省と連携の上、年2回、公募説明会を開催する。また、公募の実施時期以外の期間も研究者の相談に対応するため、プログラムオフィサー（PO）及びERCA 職員によるオンライン相談会を年間通じて開催する。SNS による発信、広報ツールの製作、学会等の研究者コミュニティサイトや大学のウェブサイトへの掲載を働きかけるなど効果的な広報を展開する。
- (イ) 公募要領確定前の早い時期に推進費制度を理解していただくための説明会を開催するなど、公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすいよう、十分な準備期間を確保する。
- (ウ) 推進戦略に掲げる重点課題、環境省の行政ニーズに対応した研究を

効果的に推進するため、研究の実施状況、最新の研究動向などの必要な情報を収集・整理し、環境省政策担当者に情報提供する。

イ 人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者を確保するために、以下の取組を行う。

(ア) 前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定し、若手研究者の新規性、独創性の高い研究を一層促進する。また、人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者に研究実施の機会を提供するため、大学、研究機関、関連学会等への広報を充実させる。

(イ) 若手研究者に対して、P0 による研究マネジメント等に関する講習会の実施するほか、若手研究者による研究成果発表会等を開催するなど、若手研究者の育成と活躍を促進する。

ウ 研究成果に対する外部有識者委員会による肯定的評価（5段階中上位2段階の評価の割合）を獲得する課題数の割合を前中期目標期間実績平均値と同程度を確保するために、以下の取組を行う。

(ア) 研究成果の最大化を図るため、採択された課題について、キックオフ（K0）会合を、全ての課題について原則として年1回以上、アドバイザーボード（AD）会合を開催し、外部のアドバイザー及びP0・ERCA 職員による研究の進め方等の助言を行う。

(イ) 中間評価において5段階評価で下位3段階又は「目標達成度」が80点以下の評価を受けた研究課題に対しては、評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映させるための対応方策の作成を求める。その際、プログラムディレクター（PD）と連携しつつP0 を中心として研究者への的確な指導・助言を行うなど、充実したフォローアップを実施する。なお、改善が見られないなどの場合は研究費の打ち切りを検討する。

(ウ) 新たに採択された研究課題の研究者及び会計事務担当者に対し、研究費の使用ルールの周知徹底、研究公正の確保・不正使用の防止及び知的財産権の保護に関する説明会を、外部講師も招いて実施する。

(エ) 研究機関における研究費の適正な執行確認と適正執行に向けた指導のため、継続中の研究課題について実地検査を行う。実地検査は、全

ての研究課題について、計画的に研究期間中に最低1回は行う。

エ 研究期間終了3年後の追跡評価における推進費研究成果（革新型研究開発（若手枠）を除く。）の社会実装率（法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合）を前中期目標期間の水準以上を確保するため、以下の取組を行う。

（ア）P0、社会実装支援コーディネーターのコーディネート機能を活用しながら、環境省政策担当者に研究成果の橋渡しを行う。また、P0やERCA職員がK0会合やAD会合において、研究者に政策検討状況の情報提供、助言等を行うなど、研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理を行う。

（イ）研究機関から提出される知的財産出願件数を把握するとともに、得られた技術開発成果（知財）や研究成果を、大学等研究機関と民間企業等による共同研究開発等に繋げるため、特許調査に基づくパートナー企業を提案するとともに、新技術説明会の開催や環境イベントへの出展を通じて、マッチング機会を提供する。

（ウ）研究成果の国際展開に繋げるため、国民、民間企業、研究コミュニティ及び環境行政の関係者等を対象に国際シンポジウムを開催する。また、実施する研究課題について、「国民との科学・技術の対話」の開催を促すとともに、研究成果の発信力の強化に向けて、ERCAウェブサイトのプラットフォーム、SNS、英語版コンテンツ等により研究成果を積極的に発信する。

#### （4）環境パートナーシップの形成

##### ① 民間環境保全活動の助成

令和5年度に地球環境基金30周年を踏まえて今後の地球環境基金のあり方について取りまとめた「地球環境基金の新たな事業方針（令和6年6月公表）」に基づき、助成メニューや活動基盤支援の新たな枠組を円滑に運用する。

ア 地球環境基金の助成終了後1年以上経過した案件の実質的な活動継続率が前中期目標期間の平均値以上とするために、以下の取組を行う。

（ア）民間団体による国内の環境を軸とした社会課題（次の（イ）において「社会課題」という。）の解決に資する活動への助成に重点化を図る。

- a 新たな事業方針に基づく助成メニューの目的や内容を周知・徹底するため、助成金説明会等の広報の効果的な手法を検討し、実施する。
- b 助成金の使い勝手の向上、事務手続きの効率化を図る。

(イ) 令和7年度助成金から導入する2つの戦略プロジェクトを効果的に運用し、活動を推進する。

- a 政策連携を強化した政策課題協働型戦略プロジェクト及び地域課題解決を多主体と協働して取り組む地域課題協働型戦略プロジェクトへの助成を開始し、助成先団体がフェーズビリティ・スタディ期間として、課題の精査や事業計画の策定等を適切に進められるように支援する。
- b 社会課題解決に取り組む活動を戦略的かつ計画的に助成するため、環境パートナーシッププラザ（EPO）と連携し、各地域における課題等を収集・整理する。

(ウ) 民間団体の活動基盤強化を図るための活動基盤強化に要する費用の新たな助成スキームとして、令和7年度に実施する令和8年度助成金要望から、通常助成メニューにおいて活動基盤強化に要する助成先団体の活動費（人件費）及び活動基盤強化を支援する費用を助成する枠組みを設ける。

イ 地球環境基金の助成を受けた活動に対する外部有識者委員会による事後評価の得点を前中期目標期間の平均値以上とするために、以下の取組を行う。

(ア) 令和7年度戦略プロジェクトからプロジェクトの立ち上げ段階から評価委員やERCA担当者が伴走しながら支援する枠組みを導入し、効果的に運用する。

(イ) 令和6年度に行った評価方法や評価基準等の見直しに基づき、新たな評価制度の運用を開始する。

- a 見直しを行った新たな評価制度に基づき、活動の計画・実施段階における評価アプローチの充実や、活動の成果向上につながる取組等を実施する。

## ② 民間環境保全活動の振興

ア 環境ユースネットワーク事業への参加者数を前中期目標期間の平均値以上とするために、以下の取組を行う。

(ア) 全国ユース環境活動発表大会に応募した全高校を対象に各地方大会において高校生同士の交流の機会を設けて、ネットワークの拡充を図る。

(イ) ユース世代の日頃の環境活動の取組を広く発信するワークショップを開催する。

(ウ) 全国ユース環境活動発表大会に出場した高校同士のネットワークの促進や地域の企業・民間団体と交流するインターンシップを企画し、実施する。

イ 民間団体と地域のステークホルダーとの連携に係る交流の促進や民間団体の活動基盤の強化等のために、以下の取組を行う。

(ア) 令和6年度に検討を行った、振興事業の新たな事業方針に基づき、民間団体のキャパシティビルディング支援策を本格実施する。

(イ) キャパシティビルディング支援策の見直しに伴い、若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムに代わる、若手世代も対象とする新たなプログラムを実施する。

(ウ) 令和6年度に構築した、民間団体の相互間や企業、行政等の交流・連携を促すための環境 NGO・NPO データベースの運用を開始する。

ウ 寄附に係る制度周知の広報等の働きかけを通じて、地球環境基金事業への理解増進に努めるために、以下の取組を行う。

(ア) 地域のメディア等が行う SDGs の推進協働企画へ参画し、当該地域の助成先団体の活動成果等を発信することを通じて、地球環境基金への理解促進を図る。

## (5) 産業廃棄物対策・廃棄物の不法投棄の防止等

### ① ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成

ア 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るため、以下の取組を行う。

(ア) 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するため、これらの措置に係る助成金の交付・支払申請等の内容を適正に審査し、実施状況を四半期ごとにホームページ等において公表する。

(イ) 基金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。

## ② 維持管理積立金の管理

ア 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。

(ア) 運用利息等を毎年度1回通知し、積立て、取戻し事務を適切かつ確実に行う。

イ 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。

(ア) 維持管理積立金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。

## 2. 人の命と環境を守る基盤的取組の着実な実施 ～不変の原点の追求～

### (1) 公害健康被害の補償

ア 賦課金の申告率を毎年度99%以上とするために、以下の取組を行う。

(ア) 産業構造の変化が加速化する中で、補償給付等の支給に必要な財源である賦課金を確保するため、徴収関連業務受託者の能力向上及び徴収関連業務プロセスの標準化等を目的とする効果的な指導や支援を行う。

(イ) 受託者と連携して納付義務者からの問合せに適切に対応し、公害健康被害補償制度についての理解を深めるとともに、前年度までに多かった質問や誤りの多い事項についての対応策を講じる。

(ウ) 賦課金申告の適正性・公平性を確保するため申告書の審査及び実地調査等を実施し、申告内容に疑義等がある納付義務者に対し適正な申告となるよう指導して、申告額の誤りを修正又は更正するなど適正に処理する。その際、限られた人的リソースでも効果的かつ効率的に申告書審査を行うため、デジタル技術等を活用した作業内容や業務フローの見直しなどを行う。また、実地調査等についてはWeb会議を活用し納付義務者の利便性の向上と効率化を図る。さらに、申告額の適正性向上のため、申告額の誤りを防止するための説明方法の改善等の対策

を講じる。

(エ) 納付義務者の申告・納付に係る事務負担軽減、誤りのない申告書類の作成に有効なオンライン申告を推奨し、オンライン申告率を伸長させる。  
(前中期目標期間実績：令和4年度 74.3%)

(オ) 受託者との連携を図りつつ、申告・納付が的確かつ効率的に行われるよう、納付義務者の利便性及び業務効率の向上に向けて、RPA や AI チャットボットなどの最新デジタル技術を活用した対策を進めるとともに、賦課金徴収・審査システムの構築についての検討を進める。

イ 地方公共団体が行う補償給付等に必要な費用の納付及び適切な活用を促進するために、以下の取組を行う。

(ア) 地方公共団体が行う補償給付及び公害保健福祉事業に係る事務手続や事務処理が適正に実施されるよう、指導調査を実施し、確認及び指導を行う。

(イ) 地方公共団体が使用する納付業務システムについて、地方公共団体の担当者の事務手続の適正化・効率化を図るため、新たな動画を作成し、オンライン形式での研修を行う。

(ウ) 指導調査で把握した地方公共団体の要望及び課題を環境省に報告する。公害保健福祉事業については、新たに追加される「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の費用の助成に関する事業」の実施状況や取組事例を把握するとともに、その他の事業についても優良取組事例等を把握し、国及び地方公共団体に情報提供を行う。

## (2) 公害健康被害の予防

ア 呼吸リハビリテーション（以下「呼吸リハ」という。）を普及し、医療サービスにデジタル技術を積極的に活用するために、以下の取組を行う。

(ア) 治療若しくはリハビリ支援アプリ、又は、呼吸リハに係る調査研究の採択課題の割合を前中期目標期間実績の平均値より 50%以上増加させるものとする。(採択課題割合 28.5%以上)

(イ) 外部有識者による令和6年度評価を反映した研究計画に基づき、研究実施をサポートし、年度末には次年度に向けた年度評価を実施する。

また、評価結果に加えて質の向上につながる助言を研究実施者等にフィードバックし、令和7年度の研究及び令和8年度の研究計画に反映させる。

- (ウ) 呼吸リハの普及を図るとともに、当該事業に係る参加人数を増やすために、呼吸リハの現状や課題について専門家との意見交換や国内外の知見の調査に着手する。
- イ 事業従事者・コメディカルスタッフ向け研修の受講者数を前中期目標期間の平均値以上とするために、デジタル技術の積極的な活用を図りつつ、以下の取組を行う。
  - (ア) 最新のガイドライン等の研修内容への反映状況を専門医に確認しつつ受講者のアンケート結果も参考にした上で、適宜研修内容の更新を行う。
  - (イ) 学会及び医療関係団体との連携を強化する。
    - a 研修実施に係る周知への協力を学会及び医療関係団体に働きかける。
    - b 研修の受講が学会及び医療関係団体の認定する資格の取得に必要な単位の対象講座として認定されるよう働きかける。
    - c 学会と協力し、専門家を対象としたセミナー等において、科学的知見に基づく呼吸リハの効果を周知するとともに、研修受講者の拡大を図る。
- ウ 医療従事者・NPO等のステークホルダーとの協働事業を促進するために、以下の取組を行う。
  - (ア) 地方公共団体に協働事業モデル及び優良事例についての情報共有や働きかけを行うことにより、地方公共団体とステークホルダーとの協働事業の実施を促進する。

さらに、より一層の促進のために機構自らが患者団体等に働きかけを行い、地方公共団体のモデルとなる協働事業を実施する。
  - (イ) 高齢者支援を行う団体と情報交換を行い、予防事業に有用な方法等に関する情報について精査した上で地方公共団体やステークホルダーに対して情報共有や働きかけを行う。

### (3) 石綿による健康被害の救済

- ア 被認定者の医療の受けやすさに関する満足度を前中期目標期間実績の平均値である82%以上とするために、以下の取組を行う。
  - (ア) 医療手帳の交付を受けた被認定者が医療を受けやすいように、被認定者に対して、医療手帳の利用に関する案内を丁寧に行う。また、被認定者が受診する医療機関等に対して、医療手帳の交付の前後で異なる医療費の請求や支給の流れ等、救済制度の医療費負担の仕組みに関するパンフレット等を配布し、各種問合せにも丁寧に対応する。さらに、医療機関等に対して、給付の仕組みを説明するとともに、石綿健康被害者が医

療費請求等の手続を行う際の配慮についても依頼する。

- (イ) 被認定者の経済的負担の軽減につながるように、認定通知作業と並行して請求書類の確認を行うなど、認定後に救済給付の支給を速やかに行うための支給審査に努める。また、医療費の支払に関する業務の円滑化を図るため、社会保険診療報酬支払基金等と意見交換を行う。
- イ 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数を前中期目標期間実績の平均値より短縮し、当中期目標期間の最終年度までに平均 131 日以内とするために、以下の取組を行う。
  - (ア) 申請・請求段階から医療機関と緊密に連絡を行い、判定申出前から医学的判定に関する留意事項で特に強く推奨されている免疫染色の結果や病理標本の提出を求めて、医学的判定に必要な資料の整備の早期化に努める。なお、オンライン申請の受付開始後も、病理標本のデジタル化が困難であること等から、医学的資料は引き続き郵送により提出されるため、一部の申請等については、オンラインと郵送による提出資料が混在することとなるが、業務フローを適切に整備し、現状の処理日数を維持できるよう努める。
  - (イ) 医師のほか、看護師、医療ソーシャルワーカー等を対象に、学会セミナー等を通じて、救済制度の認定基準や指定疾病の診断・治療についての最新の知見を提供する。
  - (ウ) 救済制度において診断実績のある医療機関等へ最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料について関連する資料等を配布する。  
また、指定疾病の診断に関わる検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等を図るため、石綿小体計測精度管理事業及び中皮腫細胞診実習研修会を引き続き実施する。
  - (エ) 救済制度に関する窓口相談、無料電話相談に丁寧に対応する。また、取扱う個人情報等の管理を適切に行うため、情報セキュリティを確保しつつ、認定・給付システムを確実に運用する。さらに、行政手続のオンライン化に係る関係法令等に基づき、システム構築を行い、オンライン申請の受付を開始する。併せて、オンライン以外の申請手続についても円滑に行えるよう、オンライン申請で導入予定の申請手続案内の仕組みを転用して、ウェブサイトを充実させる。
  - (オ) 救済制度の周知を図るため、都道府県がん診療拠点病院、関連学会や地方公共団体等とも連携してポスターやチラシを配布するとともに、広報効果を分析した上で、効果が高い広報媒体を選択し全国規模の広報を行う。
  - (カ) 労災保険制度等の対象になり得る申請等について、厚生労働省（労災保険窓口等）との情報共有を毎月実施する。

(キ) 申請・請求窓口である保健所等においても適切に申請等の受付及び相談対応がなされるよう、環境省及び厚生労働省とも連携を図り、保健所等受付業務担当者説明会を実施する。説明会については、オンライン開催を併用するとともに、説明会動画を随時閲覧できるよう、資料とともにウェブサイトで公開する。また、保健所等の窓口担当者への情報提供として、地方公共団体研修会等において制度説明を行う。

(ク) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）」等に基づき、医療手帳の交付を受けた被認定者が希望する場合に、マイナンバーカードによる公費負担医療のオンライン資格確認ができるよう必要な環境整備を進める。

## 第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 経費の効率化

#### ① 一般管理費

一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を達成すべく所要の取組を行う。

#### ② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費による研究推進業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を達成すべく各勘定において所要の取組を行う。

熱中症対策業務（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、令和6年度比1.021%以上の削減を達成すべく所要の取組を行う。

### (2) 調達合理化

#### ① 調達の競争性・透明性の確保

ERCA が実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。

また、随意契約の方法により契約を行うものについては、ERCA 内部に設置する契約手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会による事後点検等により透明性を確保する。

## ② 調達等合理化の取組の推進

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日 総務大臣決定)に基づき、ERCA が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検等、PDCA サイクルによる調達等の合理化を推進する。

### ア 調達等合理化計画の策定

調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。

### イ 調達等合理化計画の推進体制

調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されること等を審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。

## (3) 給与水準等の適正化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日 閣議決定)等の政府方針に基づく取組として、役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について毎年度厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

## (4) 情報システムの整備及び管理

- ① デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和 3 年 12 月 24 日 デジタル大臣決定)に基づき設置した PMO を中心に情報システムの適切な整備及び管理を行う。
- ② 令和 6 年度に更改した基幹 LAN システムで新たに導入したデジタル技術の活用により事務手続の一層の簡素化、迅速化を図るとともに、役職員の情報リテラシー向上を目的とした情報リテラシー研修を実施し、データの利活用及び業務改善、事務の効率化に取り組む。

また、公共情報システムの整備に際しては、「情報通信技術を活用した

行政の推進等に関する法律」(平成14年12月13日 法律第151号)の改正に伴い、ガバメントクラウドの利用を検討する。

### 第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

#### (1) 財務運営の適正化

予算、資金計画等については、別紙のとおり。

承継業務については、債権管理を適切に行い、一般債権は着実な回収を図る。一方、一般債権以外の債権は、債務者の事業再生支援等を積極的に推進するなど、元金及び附帯債権について回収の早期化、最大化に取り組む。また、当年度の期首と期末の債権残高を比較し、債権区分ごとに回収額、償却額等の状況を明らかにする。

#### (2) 基金の運用等

「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等により、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を最優先するとともに、その用途が環境負荷の低減その他社会的課題の解決等に資するグリーンボンド等での運用も推進する。

なお、保有債券のうち ERCA において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講ずるものとする。

また、公害健康被害予防基金及び地球環境基金については、金利変動リスクに対応できるよう償還時期に留意して中長期での運用を行い、資金の運用益の確保に努める。

### 第4 短期借入金の限度額

令和7年度において、一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度3,800百万円とする。

### 第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

### 第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

### 第7 剰余金の使途

地球環境基金事業及び環境保全研究・技術開発業務

### 第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

## (1) 施設及び設備に関する計画

なし

## (2) 職員の人事に関する計画

### ① 人材確保・育成

- ア 「人材の確保・育成に関する方針」に基づく施策の実施
- イ 人事評価制度の見直し
- ウ 人事評価制度の着実な運用
- エ 環境省など他の機関への出向や人材交流の実施

### ② DEI（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）の推進

- ア 女性活躍の推進（管理職への登用、活躍につながる勉強会等の実施）
- イ 障害者雇用の確保
- ウ 次期一般事業主行動計画の策定

### ③ 職員のキャリア形成

- ア （職員の様々なライフ・ステージに配慮した）人事諸制度の設計や勤務環境の整備
- イ 研修の実施（年度研修計画の策定と実施）
- ウ 職員自らのキャリアビジョンにも配慮した研修機会の提供

## (3) 積立金の処分に関する事項

第4期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業、環境保全研究・技術開発業務及び承継業務の財源並びに第4期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第5期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。

## (4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項

### ① 業務実施体制の強化・改善等

- ア ERCA が将来どのような組織であるべきかについて、職員間及び主務省との間の議論の継続
- イ 求められる役割を果たすために必要な組織体制の整備
- ウ 専門人材の確保と育成の強化
- エ （必要に応じて）人員配置の見直し

### ② 業務運営に係る環境保全等に関する取組

ア 業務における環境配慮

- (ア) 「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づいた取組の実施
- (イ) 業務における環境配慮等の状況の取りまとめと公表

イ 環境保全及び社会貢献に関する取組

- (ア) 環境政策推進への貢献等
  - a 災害時における災害廃棄物対策業務への協力
  - b ERCA 法第 10 条第 1 項第 14 号及び同条第 2 項の規定等により、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する業務を必要に応じて実施
- (イ) 組織的な広報の展開
  - a ソーシャルメディアを活用した情報発信
  - b イベントへの出展
- (ウ) ステークホルダーとの連携
  - a 環境保全やライフスタイルの変革を推進する社会的気運を醸成するための社会貢献活動の実施及びステークホルダーとの連携
  - b 韓国環境公団との定期交流の実施

③ 内部統制の強化

ア 内部統制・リスク管理に関する取組

- (ア) 内部統制・リスク管理委員会の開催（半期毎）
- (イ) 内部統制担当理事による職員面談
- (ウ) インシデント事例の共有

イ 内部統制等監視委員会による検証等

- (ア) 内部統制等監視委員会の開催

ウ 内部統制研修の実施

- (ア) 内部統制研修の実施
- (イ) コンプライアンス研修の実施
- (ウ) コンプライアンスチェックシートによる自己点検の実施

④ 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等

ア 情報セキュリティ対策の強化

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改正状況等を踏まえ、ERCA として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキ

セキュリティ実施手順書」等について適時見直しを行う。  
また、令和7年度情報セキュリティ対策推進計画を策定し、サイバー攻撃への対策や情報セキュリティインシデント発生防止を目的とし、各種脆弱性診断、情報セキュリティ研修、情報セキュリティ自己点検、標的型攻撃訓練等を実施し、情報セキュリティに関する意識の向上を図る。

#### イ 適切な文書管理及び情報公開

- (ア) 文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」（平成21年7月1日 法律第66号）、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日 法律第140号）等に基づき、適切に対応
- (イ) 法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直し
- (ウ) 関係法令等の周知徹底を図るため、担当職員等を対象とする文書管理・情報公開研修の実施
- (エ) 文書管理システムの運用

#### ⑤ 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

別 紙  
予算（人件費の見積りを含む）

令和7年度計画予算  
（ 総 計 ）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	9,202
国庫補助金	245
その他の政府交付金	10,707
業務収入	23,601
運用収入	1,219
その他収入	380
計	45,354
支出	
業務経費	60,565
公害健康被害補償予防業務経費	34,501
うち人件費	342
石綿健康被害救済業務経費	6,539
うち人件費	359
環境保全研究・技術開発業務経費	7,071
うち人件費	230
基金業務経費	12,318
うち人件費	402
承継業務経費	136
うち人件費	77
一般管理費	1,221
うち人件費	583
予備費	40
計	61,826

[人件費の見積り]

令和7年度、1,583百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

（注）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 公害健康被害補償予防業務勘定 )

(単位：百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
収入			
運営費交付金	299	-	299
国庫補助金	41	204	245
その他の政府交付金	5,987	-	5,987
業務収入	23,359	-	23,359
運用収入	-	566	566
その他収入	36	-	36
計	29,722	770	30,492
支出			
業務経費			
公害健康被害補償予防業務経費	33,771	730	34,501
うち人件費	196	146	342
一般管理費	167	119	286
うち人件費	84	57	141
計	33,938	849	34,787

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 石綿健康被害救済業務勘定 )

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
その他の政府交付金	4,720
業務収入	137
その他収入	249
計	5,106
支出	
業務経費	
石綿健康被害救済業務経費	6,539
うち人件費	359
一般管理費	331
うち人件費	149
計	6,870

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 環境保全研究・技術開発勘定 )

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	7,335
その他収入	0
計	7,335
支出	
業務経費	
環境保全研究・技術開発業務経費	7,071
うち人件費	230
一般管理費	225
うち人件費	107
予備費	40
計	7,336

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 基金勘定 )

(単位：百万円)

区 分	地球基金 事業	PCB基金 事業	維持管理 事業	熱中症 対策事業	生物多様性 事業	合計金額
収入						
運営費交付金	937	26	27	286	292	1,568
運用収入	118	-	535	-	-	653
その他収入	19	62	-	0	-	81
計	1,075	88	562	286	292	2,302
支出						
業務経費						
基金業務経費	907	10,440	549	214	209	12,318
うち人件費	140	11	11	97	143	402
一般管理費	161	13	13	72	83	342
うち人件費	78	6	6	37	44	172
計	1,068	10,453	562	286	292	12,660

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 承継勘定 )

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
業務収入	105
その他収入	13
計	119
支出	
業務経費	
承継業務経費	136
うち人件費	77
一般管理費	37
うち人件費	13
計	173

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和7年度収支計画  
( 総 計 )

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	62,037
経常費用	62,037
公害健康被害補償予防業務経費	34,512
石綿健康被害救済業務経費	6,555
環境保全研究・技術開発業務経費	7,081
基金業務経費	12,350
承継業務経費	110
一般管理費	1,228
減価償却費	199
財務費用	2
収益の部	61,872
経常収益	61,872
運営費交付金収益	9,090
国庫補助金収益	245
その他の政府交付金収益	7,072
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	5,741
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金取崩益	10,427
業務収入	27,610
運用収入	1,221
その他の収益	385
財務収益	81
純利益 (△純損失)	△ 165
前中期目標期間繰越積立金取崩額	197
総利益 (△総損失)	32

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 公害健康被害補償予防業務勘定 )

(単位：百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
費用の部	33,977	864	34,841
經常費用	33,977	864	34,841
公害健康被害補償予防業務経費	33,776	736	34,512
補償業務費	33,776	-	33,776
予防業務費	-	736	736
一般管理費	167	120	287
減価償却費	34	8	42
財務費用	0	0	0
収益の部	33,993	773	34,766
經常収益	33,993	773	34,766
運営費交付金収益	286	-	286
国庫補助金収益	41	204	245
その他の政府交付金収益	5,987	-	5,987
業務収入	27,610	-	27,610
資産見返負債戻入	15	2	17
賞与引当金見返に係る収益	12	-	12
退職給付引当金見返に係る収益	6	-	6
運用収入	-	568	568
財務収益	36	-	36
純利益 (△純損失)	16	△ 91	△ 75
前中期目標期間繰越積立金取崩額	15	91	106
総利益 (△総損失)	31	-	31

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 石綿健康被害救済業務勘定 )

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	6,943
經常費用	6,943
石綿健康被害救済業務経費	6,555
一般管理費	331
減価償却費	57
財務費用	0
収益の部	6,943
經常収益	6,943
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	5,741
その他の政府交付金収益	1,085
資産見返負債戻入	51
賞与引当金見返に係る収益	44
退職給付引当金見返に係る収益	22
純利益 (△純損失)	-
総利益 (△総損失)	-

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 環境保全研究・技術開発勘定 )

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	7,397
經常費用	7,397
環境保全研究・技術開発業務経費	7,081
一般管理費	225
減価償却費	91
財務費用	0
収益の部	7,397
經常収益	7,397
運営費交付金収益	7,268
資産見返負債戻入	88
財務収益	0
賞与引当金見返に係る収益	27
退職給付引当金見返に係る収益	14
純利益 (△純損失)	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
総利益 (△総損失)	0

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 基金勘定 )

(単位：百万円)

区 分	地球基金 事業	PCB基金 事業	維持管理 事業	熱中症 対策事業	生物多様性 事業	合計金額
費用の部	1,080	10,454	563	294	315	12,707
經常費用	1,080	10,454	563	294	315	12,707
基金業務経費	914	10,441	549	220	226	12,350
地球環境基金業務費	914	-	-	-	-	914
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務費	-	10,441	-	-	-	10,441
維持管理積立金業務費	-	-	549	-	-	549
熱中症対策業務費	-	-	-	220	-	220
生物多様性増進業務費	-	-	-	-	226	226
一般管理費	161	13	13	72	89	349
減価償却費	4	0	1	2	-	7
財務費用	0	0	0	0	-	0
収益の部	1,081	10,454	563	294	315	12,707
經常収益	1,081	10,454	563	294	315	12,707
運営費交付金収益	918	25	25	275	292	1,535
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金取崩益	-	10,427	-	-	-	10,427
地球環境基金運用収益	118	-	-	-	-	118
維持管理積立金運用収益	-	-	535	-	-	535
資産見返負債戻入	2	0	1	1	-	4
寄附金収益	13	-	-	-	-	13
賞与引当金見返に係る収益	18	2	2	12	16	49
退職給付引当金見返に係る収益	11	1	1	7	7	27
財務収益	-	-	-	0	-	0
純利益 (△純損失)	0	0	0	0	-	0
総利益 (△総損失)	0	0	0	0	-	0

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 承継勘定 )

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	149
経常費用	149
承継業務経費	110
一般管理費	36
減価償却費	2
財務費用	0
収益の部	58
経常収益	58
資産見返負債戻入	0
財務収益	46
雑益	12
純利益 (△純損失)	△91
前中期目標期間繰越積立金取崩額	91
総利益 (△総損失)	-

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和7年度資金計画  
( 総 計 )

(単位：百万円)

区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 8,552
業務活動による支出	△ 60,396
業務活動による収入	51,844
運営費交付金収入	9,202
国庫補助金収入	245
その他の政府交付金収入	10,707
業務収入	23,601
運用収入	1,568
その他の収入	6,521
投資活動によるキャッシュ・フロー	14,777
投資活動による支出	△ 166,023
投資活動による収入	180,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 14
財務活動による支出	△ 19
財務活動による収入	5
資金増加額 (△資金減少額)	6,211
資金期首残高	30,333
資金期末残高	36,544

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 公害健康被害補償予防業務勘定 )

(単位：百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,227	△ 89	△ 4,316
業務活動による支出	△ 33,949	△ 859	△ 34,807
業務活動による収入	29,722	770	30,492
運営費交付金収入	299	-	299
国庫補助金収入	41	204	245
その他の政府交付金収入	5,987	-	5,987
業務収入	23,359	-	23,359
運用収入	36	566	602
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,486	300	5,786
投資活動による支出	△ 33,514	△ 1,400	△ 34,914
投資活動による収入	39,000	1,700	40,700
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3	△ 2	△ 5
財務活動による支出	△ 3	△ 2	△ 5
資金増加額 (△資金減少額)	1,256	209	1,465
資金期首残高	1,637	1,408	3,045
資金期末残高	2,893	1,618	4,510

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 石綿健康被害救済業務勘定 )

(単位：百万円)

区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,760
業務活動による支出	△ 6,866
業務活動による収入	5,106
その他の政府交付金収入	4,720
業務収入	137
運用収入	249
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,500
投資活動による支出	△ 42,300
投資活動による収入	43,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 6
財務活動による支出	△ 6
資金増加額 (△資金減少額)	△ 266
資金期首残高	9,039
資金期末残高	8,773

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 環境保全研究・技術開発勘定 )

(単位：百万円)

区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	43
業務活動による支出	△ 7,292
業務活動による収入	7,335
運営費交付金収入	7,335
その他の収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3
財務活動による支出	△ 3
資金増加額 (△資金減少額)	40
資金期首残高	8
資金期末残高	48

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 基金勘定 )

(単位：百万円)

区 分	地球基金 事業	PCB基金 事業	維持管理 事業	熱中症 対策事業	生物多様性 事業	合計金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 8	△ 10,365	7,878	1	4	△ 2,489
業務活動による支出	△ 1,077	△ 10,453	821	△ 284	△ 287	△ 11,281
業務活動による収入	1,069	88	7,057	286	292	8,792
運営費交付金収入	937	26	27	286	292	1,568
運用収入	118	62	535	-	-	715
その他の収入	14	-	6,495	0	-	6,509
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	7,500	-	-	-	7,500
投資活動による支出	△ 1,100	△ 12,000	△ 75,200	-	-	△ 88,300
投資活動による収入	1,100	19,500	75,200	-	-	95,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	3	△ 0	△ 0	△ 1	-	1
財務活動による支出	△ 2	△ 0	△ 0	△ 1	-	△ 4
財務活動による収入	5	-	-	-	-	5
資金増加額 (△資金減少額)	△ 5	△ 2,865	7,877	0	4	5,012
資金期首残高	228	3,779	13,530	2	-	17,539
資金期末残高	223	914	21,407	2	4	22,551

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 承継勘定 )

(単位：百万円)

区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 30
業務活動による支出	△ 149
業務活動による収入	119
業務収入	105
運用収入	1
その他の収入	12
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 9
投資活動による支出	△ 509
投資活動による収入	500
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1
財務活動による支出	△ 1
資金増加額 (△資金減少額)	△ 40
資金期首残高	701
資金期末残高	661

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。